

## 消費税法等改正への対応について（水道関係）

## 1 改正の背景

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日から施行されます。

現在、水道料金等については、消費税法及び地方税法の規定に基づく税率により計算した額を含めた内税方式で総額表示していることから、税率の改正に伴う消費税等相当額分の見直しを行おうとするものです。

## 2 消費税及び地方消費税の税率の変更

消費税法第29条及び地方税法第72条の83の改正により次のとおり税率が変更されます。

	変更後	現行
消費税率	6.3%	4.0%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.0% (消費税額の25/100)
合計	8.0%	5.0%

## 3 水道料金等の見直しについて

## (1) 水道事業及び簡易水道事業（下多気・戸木・三谷・佐田・上太郎生・中太郎生東簡易水道を除く。）の料金

次の表により算出した基本料金と従量料金との合算額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

## ア 基本料金

メーターの口径	改定後	現行
13mm	518円	504円
20mm	1,026円	997円
25mm	1,684円	1,638円

30mm	3,240円	3,150円
40mm	6,048円	5,880円
50mm	9,504円	9,240円
75mm	21,384円	20,790円
100mm	45,252円	43,995円
150mm	110,160円	107,100円
200mm	195,588円	190,155円
250mm	306,720円	298,200円

イ 従量料金（1m<sup>3</sup>につき）

使用水量	改定後	現行
1m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 以下	64.80円	63.00円
11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下	118.80円	115.50円
21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下	199.80円	194.25円
31m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 以下	216.00円	210.00円
41m <sup>3</sup> 以上60m <sup>3</sup> 以下	226.80円	220.50円
61m <sup>3</sup> 以上200m <sup>3</sup> 以下	243.00円	236.25円
201m <sup>3</sup> 以上	248.40円	241.50円
公衆浴場の用に水道を使用する場合	97.20円	94.50円
一時用で管理者が定める用途に水道を使用する場合	480.60円	467.25円

(2) 簡易水道事業のうち、下多気・戸木・三谷・佐田・上太郎生・中太郎生東簡易水道の料金

次の表により算出した基本料金と従量料金との合算額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

ア 基本料金

使用水量	改定後	現行
10m <sup>3</sup> 以下	1,080円	1,050円

イ 従量料金（1 m<sup>3</sup>につき）

使用水量	改定後	現行
1 1 m <sup>3</sup> 以上	27.00円	26.25円

(3) 工業用水道事業の料金

次の表により算出した基本料金と超過料金との合算額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

ア 基本料金

基本使用水量	改定後	現行
1 m <sup>3</sup> につき	64.80円	63円

イ 超過料金

超過使用水量	改定後	現行
1 m <sup>3</sup> につき	64.80円	63円

(4) 新規給水加入金

給水装置の新設及び増径となる改造の工事を施行する場合にあっては、次の表に定める額を徴収することとします。

メーターの口径	改定後	現行
1 3 m m	72,360 円	70,350 円
2 0 m m	174,960 円	170,100 円
2 5 m m	273,240 円	265,650 円
3 0 m m	395,280 円	384,300 円
4 0 m m	704,160 円	684,600 円
5 0 m m	1,098,360 円	1,067,850 円
7 5 m m	2,474,280 円	2,405,550 円
1 0 0 m m	4,395,600 円	4,273,500 円
1 5 0 m m	9,891,720 円	9,616,950 円
2 0 0 m m	17,588,880 円	17,100,300 円
2 5 0 m m	27,482,760 円	26,719,350 円
3 0 0 m m以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

(5) 工事費の算出方法

管理者が施行する給水装置工事の費用の算出方法について、当該額に100分の108を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた額) とします。

#### 4 今後の対応について

津市水道事業給水条例の一部の改正、津市工業用水道事業給水条例の一部の改正及び津市簡易水道条例の一部の改正についての議案を平成25年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。

● 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）

（消費税法の一部改正）

第 2 条 消費税法の一部を次のように改正する。

第 29 条中「100分の4」を「100分の6.3」に改める。

○ 消費税法（抜粋）

（課税の対象）

第 4 条 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

（税率）

第 29 条 消費税の税率は、100分の6.3とする。

● 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税交付税法の一部を改正する法律（抜粋）

（地方税法の一部改正）

第 1 条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第 72 条の 83 中「100分の25」を「63分の17」に改める。

○ 地方税法（抜粋）

（地方消費税の課税標準額の端数計算の特例）

第 72 条の 82 地方消費税については、第 20 条の 4 の 2 第 1 項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

（地方消費税の税率）

第 72 条の 83 地方消費税の税率は、63分の17とする。